

平成28年第1回市議会定例会（3月）

総務常任委員会 審査報告

平成28年 3月17日
委員長 大 関 嘉 一

総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除いて、条例関係19件、計画関係2件、補正予算6件、新年度予算5件、その他1件、陳情1件の、合計34件であります。

これに継続審査中の陳情1件を加えた審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

始めに、条例関係の案件であります。

議案第4号「職員の退職管理に関する条例の制定について」であります。これは、地方公務員法の改正に伴い、離職後に営利企業等に再就職した元市職員について、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第5号「行政不服審査法に基づく手数料条例の制定について」であります。これは、同法の施行に伴い、審理手続きにおける関係書類等の写しの交付に係る手数料に関して、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第6号「行政改革に伴う人件費平準化基金条例の制定について」であります。これは、指定管理や民営化など行政改革を推進するにあたり、市が負担する人件費の平準化を図るため、基金を設置しようとするものであります。

次に、議案第8号「組織条例の一部を改正する条例案」であります。これは、「総合防災公園管理運営準備事務局」及び「保育園民営化・地域資源を活用した遊び推進事務局」を新設しようとするものであります。

次に、議案第9号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」であります。これは、秋田県人事委員会の勧告に準じて、官民格差の是正及び給与制度の総合的な見直しを行おうとするものであります。

議案第10号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。これも、県の人勧に準じて、給料表及び期末手当支給率の改定を行おうとするものであります。

次に、議案第11号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関

する条例の一部を改正する条例案」、議案第１２号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案」、及び、議案第１３号「議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」がありますが、これも、県の人勧に準じて、期末手当支給率の改定を行うほか、現下の経済社会情勢等に鑑み、常勤の特別職及び教育長の給与月額について、「十パーセント」減額期間を平成２９年３月３１日まで、さらに１年間延長しようとするものであります。

次に、議案第１４号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」がありますが、これは、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を改めようとするものであります。

次に、議案第１５号「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案」がありますが、これは、地方公務員法の一部改正に伴い、市長に対する報告事項に、「人事評価の状況」、「休業に関する状況」、及び、「退職管理の状況」を加えようとするものであります。

次に、議案第１７号「情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例案」がありますが、これは、行政不服審査法の施行に伴い、審理員による審査手続きに関する適用除外条項を追加するほか、条文中の「不服申立て」を「審査請求」に改めようとするものであります。

次に、議案第１８号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案」がありますが、これは、行政不服審査法等の施行に伴い、電子メールにより提出された弁明書についての規定を追加するほか、審査手続きにおける関係書類等の写しや書面の交付に係る手数料に関して、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第１９号「特別会計条例の一部を改正する条例案」がありますが、これは、本年度末をもって、「地域情報化事業特別会計」、及び、「介護サービス事業特別会計」を廃止しようとするものであります。

次に、議案第２０号「納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例案」がありますが、これは、行政不服審査法の施行及び対象条例の改廃に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に、また、審査請求の期限を「６０日」から「３月」に改めようとするものであります。

次に、議案第２１号「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」がありますが、これは、事務の見直しにより、「福祉医療費助成制度」、及び、「すこやか子育て支援保育料助成制度」に関わる事務を独自利用事務に追加しようとするものであります。

次に、議案第３２号「消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案」がありますが、これは、本荘消防署岩城分署及び東由利分署の移転に伴い、庁舎の位置を改めようとするものであります。

次に、議案第３３号「火災予防条例の一部を改正する条例案」がありますが、これは、省令の一部改正により、改めようとするものであります。

すが、その内容は、近年、流通するようになってきている、「ガスグリドル付こんろ」や「5. 8キロワット以下の電磁調理器」が従前の器具と比較して火災危険性に差が認められないことから、別表にそれらを追加しようとするものであります。

次に、議案第34号「由利本荘ブロードバンドネットワーク条例等を廃止する条例案」であります。これは、矢島地域、由利地域、及び、鳥海地域で提供されておりましたインターネットサービス、いわゆる「YBネット」の今年度末の廃止に伴い、関連する条例を一括して廃止しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました、条例の制定、一部改正、及び廃止の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次は、財産譲渡の案件であります。

議案第39号「財産の無償譲渡について」であります。これは、中帳集会施設に係る、建物及び付帯する設備一式を「中帳町内会」に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次は、計画関係の案件であります。

議案第40号「過疎地域自立促進計画の策定について」であります。時限立法である過疎地域自立促進特別措置法が平成32年度まで延長されたことにより、同法による財政上の支援措置である「過疎対策事業債」をさらに5年間、利用するため策定するものであります。

次に、議案第41号「過疎地域自立促進計画の変更について」であります。これは、現行の平成22年度から平成27年度までの計画に、「保健センター整備事業」、及び、「スクールバス運行事業」を加える変更であります。

以上、ご報告申し上げました、計画の策定及び変更の案件につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、それぞれ、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算についてであります。

始めに、議案第48号「一般会計補正予算(第14号)」であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、9款、10款、13款から16款、18款から21款、歳出では、1款、2款、9款、12款、13款、継続費2款の変更、繰越明許費2款、地方債の追加・変更であります。

今回の補正は、全般にわたり年度末の精査や人勧に伴う人件費の補正であります。人件費以外の主な内容についてご報告申し上げます。

初めに歳入であります。9款「地方特例交付金」、及び、10款

「地方交付税」では、交付額の確定による増額、１３款「使用料及び手数料」では、土地建物使用料、及び、文化交流館施設使用料の減額、１４款「国庫支出金」では、消防施設整備費補助金の減額、１５款「県支出金」では、生活バス路線等維持費補助金、コミュニティ助成事業費補助金、及び、３セク鉄道魅力向上事業補助金の減額が主なものであります。

１６款「財産収入」では、財政調整基金など基金運用収入、及び、土地や物品の売払い収入の増額、１８款「繰入金」では、地域雇用創出推進基金繰入金等の減額、１９款「繰越金」では、前年度繰越金の増額であります。

２０款「諸収入」では、預金利子や自治総合センターコミュニティ助成事業補助金の増額のほか、文化交流館公演等入場料収入の減額、２１款「市債」では、庁舎等整備事業債、文化交流館駐車場整備事業債、ＹＢネット機器解体事業債、及び、防災施設整備事業債の減額が主なものであります。

次に歳出であります。１款「議会費」では、精査による議会事務費の減額、２款「総務費」では、全般にわたり年度末までの事業費の支出見込みによる減額であります。地域雇用創出推進基金、公共施設等維持補修基金、行政改革に伴う人件費平準化基金などへの積立金の増額が主なものであります。

９款「消防費」では、消防団員出動手当の増額、耐震性貯水槽整備工事費の補助不採択による減額、同報系防災行政無線改良事業費の確定による減額が主なものであり、１２款「公債費」では、長期債償還に係る元金の増額、１３款「予備費」では、財源調整のための増額であります。

次に、継続費であります。２款「総務費」において、平成２６年度から２７年度までの２カ年で設定している、「矢島総合支所改築事業」について、平成２７年度分の年割額を「１２９３万３千円」減額し、継続費の総額を「４億２８６４万４千円」に、平成２７年度から２８年度までの２カ年で設定している、「由利総合支所改築事業」について、年割額を平成２７年度分は「１９６５万円」減額し、平成２８年度分は同額を増額しようとするものであり、総額に変更はないものであります。

次に繰越明許費であります。２款「総務費」において、年度内に事業完了が困難なことから「公会計制度整備事業」を追加しようとするものであります。

最後に、地方債補正であります。１款「スクールバス運行事業」について追加するほか、「庁舎等整備事業」など３２事業において、起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第８１号「一般会計補正予算(第１５号)」であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、１０款、１４款及び２１款、歳出では、２款、繰越明許費２款の追加、地方債の追加・

変更であり、主に国の補正予算に伴うものであります。

歳入では、１０款「地方交付税」で、交付額の確定による増額、１４款「国庫支出金」で、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金の措置、２１款「市債」で、情報セキュリティ強化対策事業債の措置であり、一方、歳出では、２款「総務費」で、情報セキュリティ強化対策事業に係る委託料の措置が主なものでありますが、本事業については年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費として追加しようとするものであります。

最後に、地方債補正であります、「情報セキュリティ強化対策事業」について追加し、「県営 経営体 育成基盤整備負担金事業」について、起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第５３号「情報センター特別会計補正予算（第６号）」であります。歳入では、一般会計繰入金や保険収入の増額、及び、諸手数料の減額が主なものであり、歳出では、県の地すべり対策事業の見送りによる伝送路修繕料などの減額やケーブルテレビ保守委託料などの増額が主なもので、歳入歳出それぞれ「１７３万３千円」を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を「５億６１４１万円」にしようとするものであります。

次に、議案第５４号「地域情報化事業特別会計補正予算（第４号）」であります。歳入では、一般会計繰入金の減額や前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では、事業費の精査によるＹＢネット運営費の減額で、歳入歳出それぞれ「２４６万４千円」を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を「８６５４万２千円」にしようとするものであります。

次に、議案第６１号「小友財産区特別会計補正予算（第１号）」であります。歳入では、基金運用収入と前年度繰越金の増額であり、歳出では、事業費の精査による財産維持費の減額、及び、積立金の増額で、歳入歳出それぞれ「３０万４千円」を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を「２２８万８千円」にしようとするものであります。

次に、議案第６２号「松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第１号）」であります。歳入では、基金運用収入と前年度繰越金の増額であり、歳出では、積立金の増額で、歳入歳出それぞれ「６万９千円」を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を「１６８万５千円」にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました６件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算についてご報告申し上げます。

始めに、議案第６５号「一般会計予算」であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、２款、３款、６款、８款から１０款、及び、１２款から２１款、歳出では、１款、２款、９款、１２

款、１３款、継続費２款、債務負担行為、及び、地方債であります、人件費や経常的な経費を除く、主な内容についてご報告申し上げます。

初めに歳入であります、２款「地方贈与税」では、地方揮発油贈与税及び自動車重量譲与税で、前年度と同額、３款「利子割交付金」では、対前年度比、「３３０万円」減の「１千万円」、６款「地方消費税交付金」では、対前年度比、「１千万円」増の「１２億７００万円」、８款「自動車取得税交付金」、及び、９款「地方特例交付金」では、前年度と同額、それぞれ計上されております。

１０款「地方交付税」では、合併算定替加算分の３割逦減などの減額などにより、対前年度比「約６．９パーセント」、

「１３億４０９１万１千円」減の「１８０億３１２４万５千円」が計上されております。

１２款「分担金及び負担金」では、移動通信用鉄塔施設整備事業者分担金、１３款「使用料及び手数料」では、庁舎や地域の施設、土地建物、コミュニティバス等の使用料、及び、危険物許可申請証明手数料、１４款「国庫支出金」では、生活再建対策事務、参議院議員通常選挙費、及び、大沢川排水機場操作点検業務の委託金が計上されております。

１５款「県支出金」では、生活バス路線等維持費、移動通信用鉄塔施設整備事業費、社会保障・税番号制度システム整備費、由利高原鉄道運営事業費、及び、石油貯蔵施設立地対策事業費の補助金のほか、県広報配布、県知事選挙費、各種統計調査費などの委託金、１６款「財産収入」では、土地建物などの貸付収入や各基金の運用収入のほか、土地・物品売払収入などが計上されております。

１７款「寄附金」では、一般寄附金やふるさとさくら基金寄附金、１８款「繰入金」では、地域雇用創出推進基金、公共施設等維持補修基金、及び、行政改革に伴う人件費平準化基金などの各基金のほか、各財産区会計からの繰入金、１９款「繰越金」では、対前年度比、「３億円」増の、「５億円」が計上されております。

２０款「諸収入」では、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金、県消防学校派遣費、及び、県消防防災航空隊派遣費などであり、２１款「市債」では、移動通信用鉄塔施設整備、庁舎等整備、由利高原鉄道運営支援、地域づくり推進、各施設の解体、消防施設整備、消防庁舎建設、救急救命士養成に係る各事業債や臨時財政対策債が計上されております。

次に、歳出であります。

１款「議会費」では、議員報酬のほか、出張旅費、会議録作成費、議会専用車のリース料などが計上されております。

２款「総務費」では、由利・大内総合支所の改築、鳥海山・飛島ジオパーク構想、住民自治活動支援交付金、地域づくり推進、生活バス路線等維持、コミュニティバス運行、由利高原鉄道運営補助、移動通信用鉄

塔整備、社会保障・税番号制度、文化交流館指定管理、参議院議員選挙通常選挙、県知事選挙、及び、市長選挙に係る事業費などが計上されております。

9款「消防費」では、本荘消防署西目分署消防庁舎建設、東由利分署に配備する水槽付消防ポンプ車、耐震性貯水槽、及び、消防団への小型動力ポンプ積載車や格納庫の整備に係る事業費などが計上されております。

12款「公債費」では、長期債や一時借入金の元金や利子で、対前年度比、「2億5569万4千円」減の「63億9029万4千円」であり、13款「予備費」では、前年度と同額の「5千万円」が計上されております。

次に、継続費2款「総務費」であります。これは、大内総合支所改築事業について、年割額、平成28年度「1億2876万円」、29年度「3億3124万円」、総額「4億6千万円」の継続費を設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為であります。基幹系業務システム更新コミュニケーション基盤賃借料について、平成28年度から平成34年度まで、「8250万円」を限度額として設定しようとするものであります。

最後に、地方債であります。庁舎等整備事業、観光施設改修事業、道路改良事業、防災公園整備事業、羽後本荘駅周辺整備事業、消防施設整備事業、消防庁舎整備事業、文化施設等整備事業、社会教育施設整備事業、及び、臨時財政対策債など、48事業について、起債限度額の総額が、対前年度比、「約7.1パーセント」、「4億660万円」増の「61億170万円」が計上されております。

次に、議案第70号「情報センター特別会計予算」であります。歳入では、新規加入をケーブルテレビ「100件」、インターネット「150件」と見込み、それぞれの負担金、使用料のほか、一般会計繰入金、衛星放送視聴料、施設整備事業債などが主なものであります。

歳出では、総務費で、施設維持管理費及び番組制作費、電気通信経費で、インターネット上位回線使用料及び音声告知・インターネット等通信設備更新改修工事費、公債費では、長期債の元利償還金を計上するほか、予備費を計上するもので、歳入歳出予算の総額を「5億2458万5千円」とするものであります。

次に、議案第76号「小友財産区特別会計予算」であります。歳入では、造林補助金、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産区管理会費、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を「198万9千円」とするものであります。

次に、議案第77号「北内越財産区特別会計予算」であります。歳入では、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産維持費、一

般会計操出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を「１万６千円」とするものであります。

最後に、議案第７８号「松ヶ崎財産区特別会計予算」であります。歳入では、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産管理・維持費、一般会計操出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を「９１万６千円」とするものであります。

以上、御報告申し上げました５件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、「陳情について」であります。

陳情第４号「平和安全保障関連法の廃止を求める意見書提出についての陳情」、及び、継続審査中の平成２７年陳情第１６号「憲法違反の安全保障関連法を廃止するよう関係機関への意見書提出についての陳情」についてであります。これは共に、昨年９月１９日に可決・成立しました、「安全保障関連法」の廃止について、衆・参議長及び各大臣に対して意見書の提出を求める陳情であります。

これらの陳情について各委員より、「武力行使を可能にするということではなく、抑止力の向上や国際貢献ということである。」、「国民から選ばれた議員が国会で決めたことがすぐに憲法違反といえるものではない。」、「憲法９条では、国際紛争を解決するための武力行使は禁じているといえるものの、自衛権まで否定しているものではない。」、「陳情では、憲法解釈を覆したとのことだが、戦争をするということではなく、集団的自衛権を認めるなど、抑止力ということにつきるものと解釈している。」、「陳情者は物事を拡大解釈しているのではないか。」などの意見があり、２件の陳情について慎重に審査した結果、いずれも、全会一致で、「不採択すべきもの。」と決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。